

道央廃棄物処理組合廃棄物焼却施設建設費等負担割合検討委員会幹事会  
設置要綱

平成28年5月19日 管理者決裁

(目的)

第1条 この要綱は、道央廃棄物処理組合廃棄物焼却施設建設費等負担割合検討委員会設置要綱（以下「要綱」という。）第6条の規定に基づき設置する道央廃棄物処理組合廃棄物焼却施設建設費等負担割合検討委員会幹事会（以下「幹事会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(構成)

第2条 幹事会は次に掲げる構成団体の廃棄物担当管理職及び同係長職（以下「廃棄物担当管理職等」という。）をもって構成する。

- (1) 千歳市
- (2) 北広島市
- (3) 南幌町
- (4) 由仁町
- (5) 長沼町
- (6) 栗山町
- (7) 南空知公衆衛生組合

(所掌事項)

第3条 幹事会は、要綱第2条に定める事項の検討を行うものとする。

(幹事会の組織及び選任の方法)

第4条 幹事会に幹事長1名、副幹事長2名を置く。

2 幹事長及び副幹事長は、第2条に規定する廃棄物担当管理職等の互選により選任する。

(職務)

第5条 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故のあるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 幹事長及び副幹事長は、幹事会の会議で検討された事項を要綱第5条に規定する検討委員会の会議に報告しなければならない。

(会議の招集等)

第6条 会議は幹事長が招集し、幹事長は会議の議長となる。

2 幹事長は、会議事項に必要があると認めるときは、廃棄物担当管理職等以外の者を会議に出席させることができるものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、道央廃棄物処理組合事務局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。